

徳島県告示第三十九号
 生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第四十九条の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

令和七年一月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

名 称	所 在 地	開 設 者	指 定 年 月 日
川原歯科医院	美馬市美馬町字宗重一二八一	医療法人川原歯科医院	令和六年十月一日
スマイル調剤薬局北佐古店	徳島市北佐古二番町五―二〇	株式会社レイル	同
ハート調剤薬局鳴門店	鳴門市撫養町小桑島字前浜二二―三	株式会社共生バックアップシステム	同
ごしょ調剤薬局	阿波市土成町吉田字原田市の四 三二―六	株式会社DTTメディアカル	同
訪問看護ステーション永和	名西郡石井町高原字東高原一三―一	株式会社永和	同
ともなり消化器・肝臓内科クリニック	板野郡上板町七條字山神二二―一	友成 哲	同 七日
すだち薬局上板店	同 一五 二二	株式会社グランドプラス	同 十一日
ハート徳島クリニック	徳島市南昭和町一丁目三五―一	医療法人メディエン	同 月一日 十一
宇都宮ひふ科形成外科	同 住吉四丁目二―四六	医療法人阪仁会	同
つだ形成クリニック	同 北常三島町二丁目四八―一 グローバル・アシストビル一F	医療法人つだ形成クリニック	同
えん訪問看護ステーション徳島	同 佐古七番町三―二五	株式会社 Bridg e	同 月一日 十二

